

富山高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)	授業科目	海事法 I	
科目基礎情報						
科目番号	0156		科目区分	専門 / 必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	商船学科		対象学年	4		
開設期	前期		週時間数	2		
教科書/教材	海技試験六法 (国土交通省監修: 成山堂)、海事法 (海事法研究会編: 海文堂)					
担当教員	笹谷 敬二					
到達目標						
海事法及び海事国際条約が制定されるに至った背景や、意義、目的、内容を学び、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を身につける。将来業務に従事した際に、業務内容に関連する法律を自ら調査する能力を身につける。ここでは、「船舶職員法及び小型船舶操縦者法」、「船員法」、「船舶」、「船員労働安全衛生規則」の理解を目標とする。						
ルーブリック						
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安			
評価項目1	船舶職員法と船員法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識の詳細を身につける。	船舶職員法と船員法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識の概要を身につける。	船舶職員法と船員法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識が身につけていない。			
評価項目2	船舶法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を詳細に身につける。	船舶法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を概要を身につける。	船舶法について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識が身につけていない。			
評価項目3	船員労働安全衛生規則について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を詳細に身につける。	船員労働安全衛生規則について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を概要に身につける。	船員労働安全衛生規則について、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識が身につけていない。			
学科の到達目標項目との関係						
教育方法等						
概要	海事法及び海事国際条約が制定されるに至った背景や、意義、目的、内容を学び、船舶職員に必要な法的なものの考え方と知識を身につける。将来業務に従事した際に、業務内容に関連する法律を自ら調査する能力を身につける。ここでは、「船舶職員法及び小型船舶操縦者法」、「船員法」、「船舶」、「船員労働安全衛生規則」の理解を目標とする。					
授業の進め方・方法	教員単独による講義を基本とし、適宜課題演習を実施する。					
注意点	本科目の評価点数の内訳は、試験の成績を80% (中間、期末試験の合計)、課題の成績を20%とする。 3級海技士 (航海) 第1種船舶職員養成施設、必要履修科目 法規に関する科目 4単位のうち 2単位 3級海技士 (機関) 第1種船舶職員養成施設、必要履修科目 執務一般に関する科目 3単位のうち 1単位					
授業計画						
	週	授業内容	週ごとの到達目標			
前期	1stQ	1週	ガイダンス	講義方針、予定、方法等を理解する。		
		2週	船舶職員法及び小型船舶操縦者法	海技士の種類、職務範囲、取得方法について理解する。		
		3週	船舶職員法及び小型船舶操縦者法	海技士の種類、職務範囲、取得方法について理解する。		
		4週	船舶職員法及び小型船舶操縦者法	海上交通法、電波法との関連性について理解する。		
		5週	船員法	STCW条約、SOLAS条約について理解する。		
		6週	船員法	船員法上の船長、船員、船舶所有者について理解する。		
		7週	船員法	船長の権限と義務を理解する。		
		8週	中間試験	1回～7回までの講義内容を理解するために、中間試験を実施する		
	2ndQ	9週	船員法	医師及び衛生管理者、女子船員、年少船員について理解する。		
		10週	船舶法	日本船舶の権利・義務を理解する。		
		11週	船舶法	日本船舶の権利・義務を理解する。		
		12週	船員労働安全衛生規則	実際の船員の業務との関連性について理解する。		
		13週	船員労働安全衛生規則	実際の船員の業務との関連性について理解する。		
		14週	船員労働安全衛生規則	船員法、船舶職員法及び小型船舶操縦者法、交通法との関連性を理解する。		
		15週	期末試験	1回～14回までの講義内容を理解するために、期末試験を実施する		
		16週	成績確認	期末試験の成績確認を行う。		
モデルコアカリキュラムの学習内容及到達目標						
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週	
専門的能力	分野別の専門工学	商船系分野 (航海)	海事法規	法目的及び日本船舶の要件を説明できる。	4	前7
				船長の職務権限・規律などの法目的を説明できる。	4	
				他の労働法との関係を説明できる。	4	
				法の目的を理解し、船舶の堪航性について説明できる。	4	
				法整備の歴史的背景を総合的に説明できる。	4	
				法の要求項目などについて説明できる。	4	
				法整備の歴史的背景を総合的に説明できる。	4	
				海技士及び小型船舶操縦士の乗り組み基準、乗船基準について説明できる。	4	

		商船系分野 (機関)	船舶基礎工 学	工学系の専門英文を読む力を習得し、内容について概要を把握できる。	1	
				海事業務に必要な英文の書き方を習得し、実際に文章を書くことができる。	1	
				海事業務に必要な基本的な表現について学び、口頭で簡単なやりとりや説明ができる。	1	
				災害の原因構造および災害生成の過程について説明できる。	4	
				海難の種類について認識し、その原因と対策について説明できる。	4	
				船内の安全基準および船員の労働安全衛生について認識し、実際に適用することができる。	4	

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	課題	合計
総合評価割合	80	0	0	0	0	20	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	80	0	0	0	0	20	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0